

ドイツ新価保険約款の研究

浦田一晴

目次

はしがき

- 一、住宅新価保険特別約款論
- 二、工業施設新価保険特別約款論
- 三、農業用建物新価保険特別約款論

- 四、家具什器新価保険特別約款論
 - 五、住宅および事務所のスライド方式新価保険特別約款論
 - 六、農業用建物のスライド方式新価保険特別約款論
 - 七、機械、機械的設備・装置新価保険特別約款論
- むすび

はしがき

ドイツにおける新価保険についての経営認可は、ドイツ私営保険監督局によって、一九二八年十二月十九日認可された。認可に至るまでには、新価保険そのものの違法性の有無について、法理論的に、相当の曲折と時日を必要とした。それが問題としてとりあげられたのは、特に、不当利得禁止の原則の立場に立ち、超過保険をみとめないドイツ保険契約法第五五条の存在のためであった。すなわち、保険者は保険金額が保険事故発生の際における保険価額を越

えるときであっても、損害額以上に保険契約者に対して、てん補の義務を負うことはない、という条項であり、右条文の趣旨と新価保険との対立の要点は、新価保険における被保険利益の存在いかんの点であった。

しかし、その当時のドイツ保険審議会は、新価保険における被保険利益を新調達利益ということのみとめ、従来の損害保険の帶有する完全な物保険としての性質を新価保険に対しては、適用しないとの立場に立った。⁽¹⁾この経過ならびに認可の理由については、ドイツ私営保険監督局公開書一九二九年によって明白である。

しかして、新価保険の認可された当初、行なわれた住宅ならびに工業施設を対象とする新価保険は、しだいに、その種類を増し、各保険種類別対象に應ずる保険特別約款にもとづき、さらに、農業用建物新価保険、家具什器新価保険、住宅および事務所のスライド方式新価保険、農業用建物のスライド方式新価保険、機械、機械的設備・装置の新価保険が施行されるに至り、その発展成長のみちをたどっている。いま、実施されている数多くのドイツ新価保険約款を分析検討することによって、法規的に、いくらからでも、ドイツ新価保険の特色を把握し、その是非を論評することができるならば、まことに幸いである。

なお、わが国における新価保険特約条項は、住宅を対象として、その適用範囲は、建物・設備または装置であって、ドイツにおけるごとく、住宅以外の対象におよんでいない。したがって、ドイツ新価保険とわが国の新価保険とを比較する場合、もっぱら、住宅新価保険約款に限定されることになる。

一 住宅新価保険特別約款論

(一) 住宅新価保険は、ドイツにおいては、普通火災保険約款に付属するものとして、特別約款の形式で行なわれる。⁽²⁾

この特別約款の形式は、わが国の住宅新価保険においてとられる形式と同じで、わが国のそれは、住宅総合保険または普通火災保険において、住宅用新価保険特約条項として規定されている。このような条項設定の状態から、新価保険が、その本来の性質上、独立した保険ではあるけれども、約款的には、付属的保険としての立場をとるに至っている。なお、わが新価保険特約条項第一〇条において、読み替え規定を設け、将来において、付帯すべき保険約款にも右条文を適用しようとしていることは、特色ある規定といえよう。⁽³⁾

(二) 第一条 てん補価額としてその土地において必要とする建築価額(新価)を適用する。⁽⁴⁾

住宅のみを新価保険の対象とするドイツにおいて、その土地における建築価額を新価とし、てん補価額として意味づけていることは適当であるとしても、わが国における新価保険特約条項第二⁽⁵⁾条が、保険の対象を建物のみ限定せず設備または装置にまでおよばしめ、包括的な条項を設定してこれと比較した場合、その新価保険発展の沿革的事由もその単純規定設定の理由として考えられなくもない。後に至り、ドイツ新価保険が、家具什器新価保険特別約款などを新設したと併せ考えれば、わが国の特約条項の組立の方法が、すぐれているのではないかと解する。わが国のそれが建物のほか設備または装置を対象としていることから、再調達価額⁽⁶⁾の文言を使用するに至っている。しかし、第二条第二項の趣旨からすれば、再調達価額⁽⁶⁾の概念のなかに、いわゆる建築価額が包含されることが明らかとなる。なお、ドイツ新価保険特別約款の原文では、*ortsübliche Bauwert* とあるから、この建築価額は、画一的なものではなく、その地方において慣習的に行なわれるものを含んだ建築価額と解することが適正であり、単なる土地を意味するに終わらないと考える。

(三) 第二条 一口(同一事項)の保険金額が、これに属する物件のてん補価額よりも少額であり、なお、少なくとも、

その時価と同額であるときは、単なる時価保険に際して、てん補さるべき損害の部分（時価てん補額）は、全部てん補される。しかし、残りのてん補額については、時価を超える保険金額の部分が、時価を超えるてん補額の部分に対する割合において支払がなされる。なお、保険金額が時価より少額であるときは、住宅新価保険特別約款は、なら適用されない。⁽⁷⁾

いわゆる新価保険における一部保険は、単なる時価保険としての一部保険とは異なる意味をもつので、この場合におけるてん補額の算出について争いを防止するため、右第二条を設定した。時価保険と新価保険とは別個の保険概念であるにしても、時価というものを一つの基準として取り扱い、問題の起こりやすい一部保険について、その法的措置を定めたことは、一応適正であり、ドイツ新価保険の特色を表現したものの一つといえることができる。

新価保険約款を適用するかどうかの境界線を、保険金額と時価との比較においていることとなるが、このことは、時価を超える部分が新価保険の適用される部分、換言すれば、そうすれば、時価保険を包含する α 額から新価までの部分を一つの新価保険と称することはできないこととなる。新価保険の約款が適用されなくて、時価保険としててん補されることとなれば（本条第二項）、特約では新価保険としての建前をとりながら、法適用の面では、新価保険としてでなく、時価保険として取り扱われることとなる。このことを逆に考えれば、新価保険特約は、実は、いわゆる狭義の新価保険と時価保険との併合されたものであると解せられることとなる。このような結果になれば、理論的に適当でないように考えられる。したがって、当初、新価保険として特約したならば、保険金額が時価より少額であるとしても、それは、依然として、新価保険の概念のなかに包括されるものと解する。具体的には、特約事項は適用されなくても、新価保険として、約款の適用があるとみることが妥当ではないだろうか。

(四) 第三条 保険契約者は(第二条第一項記載の) 残余のてん補額と時価てん補額とを合わせた額が復旧の費用を超過せず、なお、保険契約者が従来の場所に復旧するためにてん補額の利用を保証した場合においてのみ、時価てん補を超える損害てん補の支払請求ができる。

保険契約者は従来の場所における復旧が監督官庁から禁止されたこと、もしくは経済的に実施できないことを証明すれば、同一地域の他の場所における復旧が許される。

復旧が、いかなる理由があっても、損害の発生後、二年の期間以内に行なわれない場合、または保険契約者が当会社に上記期間の満了前に復旧する意思のないことを文書によって通知した場合は、最終的には時価損害てん補の請求をなしうるにとどまる。

不動産抵当信用の保全に関するA・F・B第一七条第三項の規定は、前述の規定によって影響されることはない。

第四条 鑑定手続に関する規定(A・F・B第五条)は、時価と新価の決定について適用される。

本条は、保険契約者の復旧義務と保険金の支払手段についての規定である。わが新価保険特約条項が、復旧義務として、その第四条において、被保険者は、この特約にかかわる保険の目的に損害が生じた日から二年の期間内に、その保険の目的と同一用途の物を、同一構内において修理または再築もしくは再取得(以下復旧という)しなければならない。ただし、法令による規制その他やむをえない事情がある場合には、あらかじめ、当会社の承認をえて、復旧の期間、復旧される物の用途または復旧の場所につき、これを変更することができる、とし、さらに、第七条第四項に、被保険者が復旧する意思のないことを当会社に申し出たとき、または申し出がなかったときには、いわゆる時価保険の適用によって、保険金の支払が行なわれることを定める。なお、復旧を行なわなかった場合等における損害のてん

補については、第九条において、規定されている。わが国の新価保険特約条項の復旧に関する規定の内容（復旧義務・復旧通知、復旧の意思の有無など）とドイツのそれとは、大差はないとしても、きめ細かく規定した点に、立法態度としては、わが国の規定がすぐれているといわなければならない。わが国の新価保険特約条項が、ドイツ新価保険特別約款を参考にして設定されたとしても、右のような事情のもとでは、本条の内容は、ドイツ新価保険の特色として打ち出すことは、もはや、その当を得ていないものと解する。

なお、本条にいう *desselben Ortsbezirks* が行政上の最小区画としての同一地域を指すのか、契約当時の状況によって個々に決定さるべきものであるのか、本条においては、明白な判断をすることは困難である。

二 工業施設新価保険特別約款論

(一) ドイツにおける工業施設新価保険は、普通火災保険約款に付属するものとして、特別約款の形式により実施されている。⁽⁸⁾

第一条 てん補価額としては建物については、その土地の建築価額（新価）を基準とし、機械、その他新価で付保された物件については再調達価額（新価）を基準とする。

保険の目的の時価が新価の八〇パーセントより少額であり、なお、四〇パーセントと少なくとも同額であるときは、後記の係数表にしたがって、その損害はてん補される。

保険の目的の時価が新価の四〇パーセントより少額であるときは、てん補価額としては時価が適用される。

本条は、いわゆる減価率に対応するてん補率通減の条項であって、住宅新価保険には規定されていないが、工業施

設を対象とする特別約款として特色ある内容を有する。すなわち、減価の限度を規定する条項としてん補率を通減する条項とを規定し、損害てん補率の基準として係数表（次表）を設けている。（係数表は約款では第四条の次に位置する。）

Staffel	
Ist der Zeitwert einer Sache niedriger als	so wird der Schaden nur ersetzt mit
80 v.H. des Neuwerts	99.5 v.H.
79 "	99 "
78 "	98.5 "
76 "	97.5 "
75 v.H. des Neuwerts	97 v.H.
74 "	96.5 "
73 "	96 "
72 "	95.5 "
71 "	95 "
70 v.H. des Neuwerts	94.5 v.H.
69 "	94 "
68 "	93.5 "
67 "	93 "
66 "	92.5 "
65 v.H. Neuwerts	92 v.H.
64 "	91.5 "
63 "	91 "
62 "	90.5 "
61 "	90 "
60 v.H. Neuwerts	89 v.H.
59 "	88 "
58 "	87 "
57 "	86 "
56 "	85 "
55 v.H. Neuwerts	84 v.H.
54 "	83 "
53 "	82 "
52 "	81 "
51 "	80 "
50 v.H. Neuwerts	79 v.H.
49 "	78 "
48 "	77 "
47 "	76 "
46 "	75 "
45 v.H. Neuwerts	74 v.H.
44 "	73 "
43 "	72 "
42 "	71 "
41 "	70 "

Ist der Zeitwert niedriger als 40 v.H. des Neuwerts, so gilt als Ersatzwert nur der Zeitwert (vgl. § 1 Abs. 3).

このような特約条項設定の趣旨は、付保物件の減価度に対応して、保険者のでん補率を減少してゆき、被保険者の損害についての自己負担金の割合の増加をはかることによって、故意に事故を発生せしめることを防止しようとする目的にほかならない。

わが国の住宅用新価保険特約条項が、減価物件に対する保険金額の制限事項を設定し、別表として係数表を掲げているのとその趣旨を同じくする。すなわち、

減価物件に対する保険金額の制限を規定する特約条項第三条 この特約締結の時または締結の時以降において、こ

の特約にかかわる保険の目的に一定割合をこえる減価が生じている場合においては、その保険金額は、再調達価額に所定の係数を乗じた額の範囲内において定めるものとする。(2) 前項の一定割合および所定の係数は、別表のとおりとする。

(別表)

減 価 割 合		係 数
30%をこえ	40%以下の場合	90 %
40%をこえ	50%(限度)以下の場合	80 %

(注) 上表の減価割合および係数は、すべて再調達価額を基準(100%)とし場合の百分率(%)である。

(二) 第二条 一口(同一事項)の保険金額が、これに属する物件のてん補額より少額であり、なお、少なくともその時価と同額であるときは、単なる時価保険に際しててん補されるべき損害の部分(時価てん補)は、全額てん補される。しかしながら、残余のてん補額については、時価を超える保険金額の部分が、時価を超えるてん補額の部分に対する割合において支払がなされる。

前項において、第一条第二項に相当する場合には、損害額は係数表にしたがっててん補される限度内においてのみ支払われる。保険金額が時価より少額の場合は、工業施設の新価のための特別約款は適用されない。

本条は前述した住宅新価保険特別約款第三条に該当する。しかし、保険の目的の時価が新価の八〇パーセント未満、四〇パーセント以上の場合には、損害額は係数表に表示する限度内においてのみ支払われる点につき、両約款は異なる。

(三) 第三条 保険契約者は、上記第二条記載の残余のてん補額と時価てん補とを合わせた額が復旧の費用を超過せず、なお、保険契約者が従来の場所に復旧するためにてん補額の利用を保証した場合においてのみ、時価てん補を超える損害てん補の支払請求ができる。この場合、破壊された動力機の代りに、再び動力機

を、なお破壊された作業機械の代りに、再び作業機械を、同じ作業目的に役立つものを調達してよい。

保険契約者は、今までの場所における復旧が監督官庁によって禁止され、または、経済的に実施できないことを証明すれば、他の場所における復旧も許される。復旧が理由のいかんを問わず、損害発生後二年間以内に行なわれないう場合、もしくは、保険契約者が当会社に前記の期間満了前に復旧する意思を有しないことを文書をもって通知したときは、最終的には、時価てん補の要求ができるにとどまる。不動産抵当信用の保全に関するA・F・B第一七条第三項の規定は、前述の規定によって影響されない。

第四条 鑑定手続に関する規定(A・F・B第一五条)は、時価と新価の決定について適用される。

工業施設に関するものを対象としている本特別約款の特色は、本条において、明白に現われている。第一項の後段に定める「破壊された動力機の代りに再び動力機を、また、破壊された作業機械の代りに再び作業機械」を調達することができることである。このことは、農業用建物新価保険特別約款が、建物を目的としているために、農業用動力機や作業機械についての規定がないのに比較すれば、両者は対象的である。工業施設として、機械類を包含しているのに、農業用建物の場合、建物のみ限定して機械類を包含していないのは不合理ではなからうか、という疑問がある。将来、農業施設新価保険として、新たに設定さるべき必要があると思われる。

次に、本条第二項において、「保険契約者は、従来の場所における復旧が監督官庁から禁止され、または、経済的に実施できないことを証明すれば、他の場所における復旧も許される」とあり、住宅新価保険特別約款におけるように、他の場所 an anderer Stelle の形容詞の次に、desselben Ortsbezirks 同一地域の、という文言がない。このことは、工業施設について、復旧の場所的制限が、その施設の性質上、緩和されたものと解しなければならぬ。単な

る住宅の復旧と工業施設との復旧に差等をつけていることは、立法の慎重性を表現しているものといえよう。なお、第二項における *behördlich* ということばは形容詞であるが、実質的意味を考慮して、監督官庁と訳すことが適當ではないかと考える。

三 農業用建物新価保険特別約款論

(1) *Sonder Bedingungen für die Neuwertversicherung Landwirtschaftlichen Gebäude: Soweit landwirtschaftliche Gebäude zum Neuwert versichert sind, gelten Versicherungs-Bedingungen.*

(2) 第一条 てん補価額として、その土地の建築価額（新価）を基準とする。建物の時価が新価の八〇パーセントよりも少額であり、少なくとも、五〇パーセント以上である場合には、損害は末尾記載の係数表にしたがってのみてん補される。建物の時価が新価の五〇パーセントより少額であるときは、てん補価額としては、時価のみを適用する。

工業施設新価保険特別約款第一条において、係数表にしたがって損害額をてん補すべきことを規定しているが、本特別約款においても、同じ趣旨によって立法した。本約款においては、係数表適用の損害額の対象が、五〇パーセント以上で、工業施設新価保険におけるよりも一〇パーセント引き上げられていることは、いかなる事由にもとづくのであろうか。農業用建物の損害よりも、工業施設の損害の方を、より重要視する観点から行なわれたものとするれば、その国における産業に対する政策の一面が表現されているものと考えられる。損害額のをてん補方法として、時価を基準とするについて、係数のパーセントを増減させて、弾力的方策をとりあげることが、産業に対する政策的妙味でもあろう。係数表は次のとおりである。

Staffel

Ist der Zeitwert eines Gebäudes niedriger als aber mindestens			So wird der Schaden nur ersetzt mit	
80 v.H.	75 v.H.	des Neuwerts	97.5 v.H.	
75 "	70 "	"	95 "	
70 "	65 "	"	92.5 "	
65 "	60 "	"	90 "	
60 "	55 "	"	85 "	
55 "	50 "	"	80 "	

Ist der Zeitwert niedriger als 50 v.H. des Neuwerts, so gilt als Ersatzwert nur der Zeitwert (vgl. §1 Abs. 3)

(三) 第二条 一口(同一事項)の保険金額がこれに属する物件のてん補価額より少額であり、なお、少なくとも、時価と同額であるときは、単なる時価保険に際して、てん補さるべき損害の部分(時価てん補)については、その全額がてん補される。しかし、残余のてん補額については、時価を超える保険金額の部分、時価を超えるてん補価額の部分に対する割合において支払がなされる。

前項において、第一条第二項に相当する場合には、損害額は係数表にしたがっててん補される限度内においてのみ支払がなされる。保険金額が時価より少額であるときは、この特別約款は適用されない。

本条は、工業施設新価保険特別約款の第二条と同じ趣旨の規定である。ただ、文言上、本条第二項においては、*so finden diese Sonderbedingungen keine Anwendung* としているのに対して、彼においては、*so finden die Sonderbedingungen keine Anwendung* として、*wertversicherung industrieller Anlagen keine Anwendung* としている点である。新価保険約款の文言的体裁としては、同じ文言に統一すべきであろう。

(四) 第三条 保険契約者は、上記第二条記載の残余のてん補価額と時価てん補とを合わせた額が復旧費用を超過せず、なお、保険契約者が従来の場所に復旧するためてん補額の利用を保証した場合にかぎり、時価てん補を超える損害てん補の額の支払請求ができる。従来の場所への復旧を当局が禁止し阻害したときは、同一地域の他の場所における復旧が許可される。

理由の何たるかを問わず、復旧が、損害事故の発生後、二年間以内に行なわれないうとき、もしくは、保険契約者が当局に対して、前期の期間満了前に復旧する意思を有しないことを文書をもって通知したときは、最終的には、時価てん補の請求ができるにとどまる。不動産抵当信用の保全に関するA・F・B第一七条第三項の規定は、前述の規定によって影響され⁽⁹⁾ない。第四条の鑑定手続に関する規定(A・F・B第一五条)は、時価と新価との決定について適用される。

住宅用新価保険および工業施設新価保険第三条第二項において、保険契約者の他の場所への復旧の要件として、*behördlich verboten oder wirtschaftlich nicht zu vertreten* として、監督官庁の単なる禁止もしくは経済的実施の困難をあげているのに対し、本条では、*Steht ein behördliches Verbot entgegen* の表現を用い、なお、移転復旧の事由として、経済的実施の困難を掲げていないことは、農業建物に対するよりも、工業施設をして、より多く、新価保険の利用を得しめることを企図しているものと解せられる。

四 家具什器新価保険特別約款論

I) Anhang zum Hausrat-Versicherungsschein : An Stelle der in Versicherungsschein beurkundeten "Sonderbedingungen für die Neuwertversicherung des Hausrats" gelten ab sofort dienachstehenden—
Sonderbedingungen für die Neuwertversicherung des Hausrats. Für die Versicherung des Hausrats gelten die folgenden Abweichungen von den verbundenen Hausrat-Versicherungsbedingungen. (18)

(二) 第一条 保険価額としては、再調達価額が適用される。物件の時価が再調達価額の五〇パーセントより少額で

ある場合、なお、衣服と下着においては、七〇パーセントより少額である場合には、保険価額としては時価のみが適用される。指定の物件が、もはや、使用されなくなったときは、保険価額としては、同様に時価が適用される⁽¹⁰⁾。

家具什器新価保険の目的が、単に家具什器に限定されないうで、さらに、衣服や下着などをもその対象物件としていることは、それらのものが、住宅建物の損害事故発生と運命を共にすること多きを顧慮してのことであろう。本約款第二項において、*Sind nicht mehr zum Gebrauch bestimmte Sachen* という文言を使用しているが、物件が *gebrauchen* されなくなったのは、外部的な破壊損傷行為によって生じたのか、もしくは、客観的に、その物件自体としてそのようなになったのか、明らかでない。使用されなくなっても、時価が適用されるごとき状態もあることを予想した結果、本項のごとき規定となったものと考えられる。使用されなかった事由については、明示されていないが、その事由のいかんを問わないと解することは解釈論としてゆきすぎであろうか。

(三) 第二条 保険価額として、第一条によって再調達価額が有効である限りにおいては、保険者は第三条および第四条のもとにおける制約を条件として、損害事故の発生時に適応する価額にしたがって損害をてん補する。

(a) 完全に破壊され、もしくは紛失した場合においては再調達価額、(b) 修理が可能な物件の場合には、修理費に損害事故によって発生した次のごとき価額の減少を加算した額。すなわち、修繕をしたが、再調達価額と比較して、不均衡な価額の減少に相当する価額。ただし、再調達価額を最高限度とする。

家具什器類は、建物などに比べて損害を受けやすいものであるため、第一条の再調達価額の有効性を前提として、すなわち、物件の時価が再調達価額の五一パーセント以上、衣服および下着の時価が七一パーセント以上であること前提とし、第三条および第四条のもとにおける限定を条件として損害をてん補を行なうこととした。右にいう留保条

件^ニ於^テ Ist die Versicherungssumme des Hausrats niedriger als sein Versicherungswert des Eintritts des Schadenfalls, aber höher als der Zeitwert, so wird nur der Teil des Schadens voll vergütet, der bei Zeitwertversicherung zu ersetzen wäre (Zeitwertentschädigung), der Rest dagegen im Verhältnis der den Zeitwert übersteigenden Versicherungssumme zu dem den Zeitwert übersteigenden Versicherungswert.

Ist die Versicherungssumme gleich dem Zeitwert oder niedriger, so finden die Sonderbedingungen für die Neuwertversicherung des Hausrats keine Anwendung.

Der Versicherungsnehmer erwirbt bei dem zum Wiederbeschaffungspreis versicherten Hausrat den Anspruch auf Zahlung des die Zeitwertentschädigung übersteigenden Teils der Entschädigung nur insoweit, als die Verwendung der Entschädigung zur Wiederbeschaffung oder Wiederherstellung von Hausrat innerhalb von 2 Jahren nach dem Schadenfalle sichergestellt ist.

なお、鑑定手続については、本約款第五条により、鑑定人は再調達価額、時価、修繕費および不時の減価を決定す^ル。

五 住宅および事務所のスライド方式新価保険特別約款論

(一) 住宅および事務所のスライド方式新価保険特別約款は次の適用原則にしたがって施行される。すなわち、
Sonderbedingungen für die gleitende Neuwertversicherung von Wohn- und Geschäftgebäuden: Für die Versicherung von Wohn- und Geschäftgebäuden gelten zwecks Anpassung an Baukostenschwankungen die folge-

nden Abweichungen von den Allgemeinen Feuerversicherungs-Bedingungen (AFB) und den Sonderbedingungen für die Neuwertversicherung.

(二) 第一条 てん補価額としては、その土地の罹災時における新築価額を基準とする。

第二条 保険料の計算 (1) 保険料は「一九一四年の保険金額 (第二節) とその時点における物価の騰貴による増額 (第三節) にもとづき計算される。(2) 「一九一四年の保険金額」は一九一四年の物価にしたがう各時点の新情勢に応じた建物の新築価額を示し、新築価額は被保険者により調査確定されなければならない。確定に際しては、修理および造作の規模 (立方メートル内容積) ならびにその種類が基本となつて考慮されなければならない。(3) 物価の騰貴による増額は、一九一四年以来行なわれてきた値上げに順応して行なう。物価騰貴による増額は、統計を担当している連邦官庁の出版物を根拠として、保険者によって決定される。しかし、初年度の保険料に関しては、その満期の二月前において、また、次年度の保険料に関しては、その満期の四月前に、確定的な物価騰貴にもとづく増額が決定される。

本特別約款は、次の(六)に述べる農業用建物スライド方式新価保険特別約款とともに、ドイツ新価保険の特色の一つである。すなわち、住宅・事務所および農業建物について、建築費指数の変動にしたがって、てん補価額と保険料とをスライド方式によって、被保険者側の手をわずらわすことなく、自動的に調整する制度が確立されている。

漸進的物価騰貴は、歴史的・経済的發展の通常現象であり、保険契約締結の当時は、全部保険の状態であっても、物価騰貴によって、保険金額と保険価額との関係により、一部保険の発生をみるに至ることを防止するためである。しかし、スライド方式を採用するについては、損害てん補額と保険料とが、その中心的事項をなすので、本約款に

においても、てん補価額の決定および保険料の計算方法については、とくに、一九一四年の保険金額と物価騰貴による価額の意義について、とりきめ、それらの事項についての合理的解決をはかろうとした。

③ 第三条 一部保険に関する規定は、損害事故が発生した場合、契約者によって調査確定された一九一四年の保険金額が、一九一四年の価額にしたがう罹災時の建物の新価より三パーセント以上少ない場合に適用される。

第四条 損害が発生した場合に、保険契約者は、まず、時価保険においててん補されるであろう損害額（時価てん補）を受領する。

保険契約者は、上記残余のてん補額と時価てん補とを合計した額が復旧費用を超過せず、なお、保険契約者が従来場所に復旧するために、てん補額を利用することを保証した場合にかぎって、時価てん補を超えるてん補額の支払請求ができる。

従来の場合に復旧することが、官庁によって禁止されたり、もしくは、経済的に実施できないことを保険契約者が証明した場合には、同一地域の他の場所における復旧も許可される。

復旧が、理由の何たるかを問わず、損害の発生後二年間以内に行なわれない場合、もしくは、保険契約者が当会社に復旧する意思が存しないことを前記の期間内に文書で通知したときは、最終的には、時価てん補の請求をなしうるにとどまる。不動産抵当信用の保全に関する A・F・B 第一八条第三項の規定は前述の規定によって左右されない。

第五条 鑑定手続についての規定（A・F・B 第一五条）は、時価と新価の決定について適用される。⁽ⁱⁱ⁾

本条において、注目すべきは、損害てん補額の支払に関する第四条第一項の規定であって、保険契約者が、まず受領するのは、時価てん補額である、ことを定めたことである。前述した住宅新価保険特別約款（第二条、第三条）、工

業施設新価保険特別約款(第一条、第二条、第三条)、農業用建物新価保険特別約款および家具什器新価保険特別約款(第三条)においても、時価保険によって、てん補されるべき損害額(時価てん補)をてん補すべきことを規定するが、この場合には、一口の保険金額がこれに属する物件のてん補額よりも少額であり、なお、少なくともその時価と同額であることを前提としている。しかるに、本四条第一項においては、このような前提条件を規定せず、とにかく、保険契約者は、まっこうから、時価てん補額を受領するのである。ある場合には、最終的に、両約款の規定も、同じ結果となる場合もありうるとしても、このような異なる規定の仕方をする点に、スライド方式による新価保険約款の特色が表現されているものと考えられる。

(四) 第六条 保険契約者および保険者は最低三月の解約告知期間の制限にもとづき、住宅および事務所のスライド方式新価保険のための特別約款について、いつでも契約の破棄を請求することができる。その結果、普通火災保険約款を基本とした保険契約、住宅新価保険のための特別約款付き保険契約および最新の物価騰貴による増額がなされた保険契約は、その効力を失わない。

解約告知についての規定は、今まで述べてきた各種の新価保険特別約款においては、みられなかったものである。スライド方式新価保険がその性質として、自動的に調整されるということから、保険契約者にとっては、増額されるであろう保険料の支払額について、また、保険者にとっては増額となるであろう保険金の支払について、経済的に、考慮を必要とする場合もあるので、このような実情にかんがみて本条は設定されたものと解する。このことは、スライド方式新価保険特別約款を破棄しても、なお、普通火災保険約款にもとづく保険契約、住宅新価保険特別約款および最新の物価騰貴によって増額が行なわれた保険契約の効力は失われないことを規定することによって、より明らか

に立証される。なお、解約告知権を保険契約者および保険者と対等の立場において規定したことも注目すべき点であろう。

六 農業用建物のスライド方式新価保険特別約款論

(一) 農業用建物のスライド方式新価保険特別約款は、次の適用原則によって行なわれる。すなわち、
Sonderbedingungen für die gleitende Neuwertversicherung von landwirtschaftlichen Gebäuden. Für die Versicherung von landwirtschaftlichen Gebäuden gelten zwecks Anpassung an Baukostenschwankungen die folgenden Abweichungen von allgemeinen Feuerversicherungs-Bedingungen (AFB) und den Sonderbedingungen für die Neuwertversicherung.

(二) 第一条 てん補価額としては、罹災の時ににおけるその土地の新築価額にもとづく。

建物の時価が(その土地における新築価額から、個々の年限経過および消耗による建物の状況に対応した金額を差し引いた額)新築価額の八〇パーセントより少額であり、なお、五〇パーセントと少なくとも同額である場合は、後記の係数表にもとづいて損害がてん補される。時価が新価の五〇パーセントより少額である場合は、てん補額としては、時価が基準となる⁽¹²⁾。

本条第二項において、建物の時価の意義について、約款上に明白に記載したことは、他種の新価保険にはみられない。係数表の規定は、住宅新価保険特別約款、家具什器新価保険特別約款、住宅および事務所のスライド方式新価保険特別約款にはなく、それに反し、工業施設新価保険特別約款、農業用建物新価保険特別約款および農業用建物のス

Staffel

Ist der Zeitwert eines Gebäudes
niedriger als: aber mindestens: so wird der Schaden
nur ersetzt mit:

80 v.H.	75 v.H.	des Neuwerts	97.5 v.H.
75 "	70 "	"	95 "
70 "	65 "	"	92.5 "
65 "	60 "	"	90 "
60 "	55 "	"	85 "
55 "	50 "	"	80 "

Ist der Zeitwert niedriger als 50 v.H. des Neuwertes, so gilt als Ersatzwert nur der Zeitwert
(vgl. §1 Abs. 2)

ドイツ新価保険約款の研究

ライド方式新価保険特別約款には存在する。
係数表の有無の事由は、一般の住宅、事務所等に対すると、工業・農業用などの建物に対する重要視の程度の差および両者の建築価額の高低の開きに対する保険事業維持の態度の現れとみられる。本条において、適用される係数表は次の通りである。

(三) 第二条の保険料の計算、第三条の一部保険に関する事項、第四条の損害てん補の支払に関する事項、第五条の鑑定手続に関する事項、第六条の解約告知に関する事項については、住宅および事務所のライド方式新価保険特別約款の同条におけるものと同じであるから、重複をさけるために、ここに記述しない。⁽¹³⁾ただ、本約款においては、第六条に続いて、係数表が記載されていることが異なる。

七 機械、機械的設備・装置新価保険特別約款論

(一) 機械、機械的設備・装置新価保険特別約款の規定の仕方は、いわゆる条文の形式をとらずに一文章としての流れ方式の記述の方式をとっている。左に、まず、約款を記載し、考察をすすめる。

(二) 機械、機械的設備および装置をもって保険に付した場合は、I. II. 17/81の電気工場の業者のための約款 (V.D.E.W.) に次の規定を付加する。

保険に付された目的の全損事故においては、罹災の時における運賃、組立費用

および基礎工事費の費用を含めた新価にしたがい、残存の価額を除いた額がてん補される。その場合には、次に述べる規定を適用する。

罹災の時における保険の目的の保険金額が、運賃、組立費用、基礎工事費の費用を含めた新価より少額であり、なお、時価と少なくとも同額である場合は、時価保険の場合にてん補さるべき損害の部分（時価てん補）は、その全額がてん補される。しかし、残余のてん補額については、時価を超える保険金額の部分が時価を超える新価の部分に対する割合によって支払われる。時価が新価の六〇パーセントより少額であるときは、時価が支払われる。保険金額が新価の六〇パーセントより少額であるときは、新価保険のための特別約款は適用されない。いかなる保険の目的についても、付保された保険金額がてん補の限度額となる。

保険契約者は、上記の残余のてん補額と時価てん補とを合わせた額が復旧費用を超過せず、なお、保険契約者が破壊された作業機械のかわりとして、再び同じ作業目的に役に立つ作業機械を調達するときにかぎって、時価てん補を超過する損害額てん補額の支払い請求ができる。

理由の何たるかを問わず、復旧が損害発生後二年間以内に行なわれないとき、もしくは、保険契約者が当会社に復旧する意思のないことを前記期間の満了前に文書をもって通知したときは、最終的には、時価てん補の請求をなしうるにとどまる。

保険の目的の修繕費が罹災時におけるその目的の価額に達し、もしくは、それを超過するときは、全損とみなす。時価の決定は、異なった計算方法を必要とする特別の事情が存しないかぎり、後記の毎年の減価償却の規定にもとづいてなされる。

減価償却規定

罐	汽	汽	蒸		2 ¹ / ₂ ~3 ¹ / ₂ %
関	機	機	蒸		2 ¹ / ₂ ~3 ¹ / ₂
ン	一	タ	ボ		3 ~4
プ	ン	ン	棒		2 ~4
サ	レ	コ	回		2 ¹ / ₂ ~3 ¹ / ₂
ー	ッ	ン	水		3 ~4
ン	サ	コ	テ		2 ~3
機	ー	ン	イ		3 ~4
関	ビ	タ	一		4 ~5
機	ン	ー	発		3 ~4
機	電	ポ	電		4~5 ¹ / ₂
器	機	電	動		4 ¹ / ₂ ~5 ¹ / ₂
器	機	流	換		4 ~5
備	器	的	設		2 ¹ / ₂ ~3 ¹ / ₂
台	備	設	備		2 ~3

本約款第一項における付保された全損事故は、厳格な意味では、修理不可能として破壊された全損事故の意に解することが適當であるが、いわゆる「全損とみなされる」全損事故も包含した全損事故と解してさしつかえない。けだし、第五項における全損とみなされる事故、つまり、「修繕費が目的の価額に達し、またはそれを超過する場合の全損事故における修繕」のための運賃、組立費用、基礎工事費の費用も第一項における新価に含まれるものと考えることが適當であるからである。本項における新価は、いわゆる再調達価額の意に解し、単に、純粋な物件自体の価額に限定されず、事実上、企業者が直ちに使用される状態に至るまでの直接費用であって、その対象となる範囲はかなり広い。

第二項において、保険の目的の時価が、新価の六〇パーセント以下である場合には、時価保険の適用となるが、この趣旨は、不正行為による不当な保険金取得など道義的危険防止のための規定である。

しかし、保険金額が、新価の六〇パーセント以下である場合は、新価保険のための特別約款は適用されないと規定するが、このような保険制度に通ずるとき根本原則を、他の新価保険特別約款には規定しないのに、何故に、本約款においてのみ、規定したのであるか。付された保険金額が、てん補限度額となる、いわゆる不当利得禁止の原則に擬制して規定されたのであろうか。

第三項は、時価てん補額を超過する損害てん補支払の場合における要件規定である。第五項において、保険の目的

の修繕費が、罹災時におけるその目的の価額に達したということは、修繕費がその時におけるその目的の時価と同額になったことを意味するわけであり、保険契約者にとっては、修繕しなければ、全損的に破壊されたと同じ状態になるのであるから、本項において「全損とみなす」としたのである。機械、機械的設備・装置は、その性質上、修理して再使用することが多く、新規機械類を調達することの困難も考慮にいれて、かかる約款の成立をみたものと解される。

むすび

ドイツ新価保険は、他の諸外国における新価保険と比較した場合、その付保の対象物件は、より広範囲にわたっている。すなわち、英国における新価保険が商工物件の建物、設備、装置、機械類を対象とし、米国における新価保険が、商工物件の建物、付属設備、住宅建物、営業用什器、設備、事務用機械を対象とし、仏国における新価保険が建物、設備、装置、機械などを対象として成立しているのに対し、ドイツの新価保険が、住宅物件の建物およびその付属設備（事務所、ホテル、アパート、病院、学校、教会などを含む）、工業物件の建物、設備、装置、機械類（百貨店、倉庫、劇場を含む）、農業物件の建物、設備、装置（農場に所在する一般を含む）、その他家具・什器・衣類などを対象として施行されていることは、すでに本論においてみてきたとおりである。右のように、ドイツにおける新価保険の種類は、漸次、増加し、発展的傾向をたどっているが、従来における損害保険の根本的概念、考え方を脱却することとき新価保険の設定の契機は、一九二〇年代の、いわゆる第一次大戦による工業界の設備の消耗を復活させること、およびインフレーションを原因とする物価の暴騰に対処するためのものであった。新価保険の新設について、法理論上の疑問に関

し、論争⁽¹⁴⁾が続けられたが、産業界における戦後の実情とそれに伴う要求とが、新価保険の設定を強く促進させたものであって、フランス新価保険が、自律的に導入されたものと解されているのと比較し、対照的である。

ドイツ新価保険が、減価度に対応する損害てん補率の遞減の方式をとり(いわゆるてん補率遞減条項)、また、一部保険の場合に行なわれるてん補額の算出について、特別の規定を設け、さらに、建築費の暴騰によって、一部保険を招来するとき保険契約者の不利益を防止するための方法として、*geltende Neuwertversicherung* の制度を設定したことは、新価保険制度の本来の目的にそうものとして、功績的规定といえよう。

(1) *Veröffentlichungen des Reichsaufsichtsamts für Privatversicherung 1929.*

(2) *Sonderbedingungen für Neuwertversicherung von Wohngebäuden: Soweit Wohngebäude zum Neuwert versichert sind, gelten die folgenden Abweichungen von den angehefteten allgemeinen Feuerversicherungs-Bedingungen (AFB).*

(3) この特約条項の適用については、普通保険約款の規定中「保険契約の目的の価額」または「保険価額」とあるのを、「保険の目的の再調達価額」と読み替えるものとする。ただし、普通保険約款第一四条の規定についてはこのかぎりではない。

(4) *Als Ersatzwert gilt der ortsüblich Bauwert (Neubauwert).*

(5) ①この特約により当会社がてん補すべき損害の額は、その損害が生じた地および時におけるこの特約にかかわる保険の目的の再調達価額によつて定める。②再調達価額とは、保険の目的と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するに要する額をいう。

(6) 再調達価額は、保険審議会の意見により採用された言葉で、建物でいえば、新築価額または再築価額を意味する。再調達価額は、保険の目的と同一の構造または再取得するのに一般的に必要な金額をその目安とし、かりに建築制限その他の事由によつて、保険の目的の再調達価額をこえる価額(たとえば、耐火構造の建築費)を見積っても、そのような価額はてん補

されないことになる。また、焼跡整理費用などこれに準ずるような性質の費用も、再調達算出の要素には含まれない（損害保険料率算定会・新価保険解説）。

- (7) Ist die Versicherungssumme einer Gruppe (Position) niedriger als der Ersatzwert der zu ihr gehörigen Gebäude, aber mindestens gleich ihren Zeitwert, so wird der Teil Schadens, der bei blosser Zeitwertversicherung zu ersetzen wäre (Zeitwertentschädigung), voll vergütet, der Rest aber nur im Verhältnis der den Zeitwert übersteigenden Versicherungssumme zu dem den Zeitwert übersteigenden Ersatzwert.

Ist die Versicherungssumme niedriger als der Zeitwert, so finden die Sonderbedingungen für die Neuwertversicherung von Wohngebäuden keine Anwendung.

- (8) Sonder-Bedingungen für die Neuwertversicherung industrieller Anlagen: Soweit industriell Anlagen zum Neuwert versichert sind, gelten die folgenden Abweichungen von den angehefteten allgemeinen Feuerversicherungs-Bedingungen.

- (9) 工業施設新価保険特別約款および住居用新価保険特別約款第三条第一項においては復旧の主体となるべきものとして、Der Versicherungsnehmer を掲げているので、疑問はないと思われるが、本条においては、単に主語として、die Wiederherstellung が記載されているにすぎない。したがって、だれによって行なわれる復旧であるのか、保険契約者による復旧であるのか、被保険者によるものなのか、もしくは、保険契約当事者以外の第三者によるものであるのか、明らかでない。復旧者は、保険契約締結の当時において、すでに判明しているものであるから、やはり、それを明示して、主語として位置せしめるべきであろう。本来、約款の帶有する文言性からみて本条の表現は適当でない。

§3 Der Versicherungsnehmer erwirbt den Anspruch auch Zahlung des die Zeitwertentschädigung übersteigenden Teiles der Entschädigung nur insoweit, als dieser Teil zusammen mit der Zeitwertentschädigung den Wiederherstellungsaufwand nicht übersteigt und in dem Umfange, in dem er die Verwendung der Entschädigung zur Wiederherstellung an der bisherigen Stelle sichergestellt hat.

Steht der Wiederherstellung an der bisherigen Stelle ein behördliches Verbot entgegen, so genügt die Wiederherstellung an anderer Stelle desselben Ortsbezirks.

Unterbleibt die Wiederherstellung innerhalb einer Frist von zwei Jahren nach dem Schadenfalle, gleichviel aus welchem Grund, oder erklärt der Versicherungsnehmer der Gesellschaft vor Ablauf der Frist schriftlich, dass er nicht wiederherstellen wolle, so verbleibt es endgültig bei dem Anspruch auf Zeitwertenschädigung.

Die Vorschriften des § 17 (3.) AFB. betr. Sicherung des Realkredits werden durch vorstehende Bestimmungen nicht berührt.

(10) 家具計器新価保険を付する場合には、家具什器保険証券に家具計器新価保険特別約款を付加して適用することとなる。すなわち、保険証券追加条項の形式をとる。

(11) 第三条 家具什器の保険金額が損害事故発生の際における保険価額より少額であり、時価より多額であるときは、時価保険の場合にてん補されるべき損害部分(時価てん補)については、その金額がてん補される。しかし、残余のてん補額については、時価を超える保険価額の部分に対する時価を超える保険金額の割合によって支払われる。保険金額が時価より少額であるときは、家具什器の新価保険のための特別約款は適用されない。

第四条 保険契約者は付保された家具什器の再調達価額について、損害事故発生後二年間以内に家具什器の再調達または復旧するために補額の利用を保証した場合にかぎって、時価てん補を超える損害てん補の額の支払を請求できる。

(12) Ersatzwert: (1) Als Ersatzwert gilt der ortsübliche Neuwert am Schadentage. (2) Beträgt der Zeitwert eines Gebäudes (ortsüblicher Neubauwert abzüglich eines Betrages, der dem Zustand des Gebäudes insbesondere durch Alter und Abnutzung entspricht, § 3 Absatz 2 a AFB) weniger als 50 %, aber mindestens 50 % des Neubauwertes, so wird der Schaden nur nach der nachstehenden Staffel ersetzt. Ist der Zeitwert niedriger als 50 % des Neuwertes, so gilt als Ersatzwert nur der Zeitwert.

(13) 第二条 については、住宅および事務所のスライド方式新価保険特別約款第二条を参照。

(14) VVG 五五条の存在は、新価保険は物保険でないとする主張の根拠となつて、一九二五年の新価保険の認可申請は却下された。新価保険の被保険利益についての考察と検討により、新調達利益をもって、新価保険の被保険利益とすることにより、第一次申請の三年後に、Reichsaufsichtsamt für Privatversicherung の認可するところとなつたのである。

Material:

- (1) Sonderbedingungen für die Neuwertversicherung von Wohngebäuden (Deutschland)
- (2) Sonderbedingungen für die Neuwertversicherung industrieller Anlagen (Deutschland)
- (3) Sonderbedingungen für die Neuwertversicherung landwirtschaftlichen Gebäude (Deutschland)
- (4) Sonderbedingungen für die Neuwertversicherung des Hausrats (Deutschland)
- (5) Sonderbedingungen für die geleitende Neuwertversicherung von Wohn- und Geschäftsgebäude (Deutschland)
- (6) Sonderbedingungen für die geleitende Neuwertversicherung von landwirtschaftlichen Gebäude (Deutschland)
- (7) Veröffentlichungen des Reichsaufsichtsamts für Privatversicherung (Deutschland)
- (8) Auszug aus den allgemeinen Bedingungen für die kombinierte Versicherung, gegen Feuer-, Diebstahl-, Wasser- und Glasbruchschäden (angewandt für Gebäude und bewegliche Sachen ; Schweiz)
- (9) Sonderbedingungen für die Neuwertversicherung industrieller Anlagen (Fassung vom 1. Juli 1955 : Österreich)
- (10) Sonderbedingungen für die Neuwertversicherung von Wohngebäuden (Österreich)
- (11) Sonderbedingungen für die Feuer-Neuwertversicherung der Einrichtungen von Kanzleien, Büros, Ordinationsräumen, Verkaufsgeschäften und von Objekten, die der gewerbmässigen Fremdenbeherbergung dienen (Österreich)
- (12) Sonderbedingungen für die Neuwertversicherung des Wohnungsinhaltes (Österreich)
- (13) Reinstatement or replacement cover: special provisions (England)
- (14) Lloyd's replacement policy (England)
- (15) Replacement cost insurance: F. C. & S. Bulletins (U.S.A.)
- (16) Depreciation insurance: Insurance Company of North America, Philadelphia Fire and Marine Insurance Company (U.S.A.)
- (17) Dwelling Building(s) and Contents-Broad Form (U.S.A.)
- (18) Replacement value insurance (Deutschland)